限定承認公告

本籍東京都大田区南馬込二丁目二六番、最後の住所東京都大田区南馬込二丁目二六番四号
被相続人　亡　藤森　弘之

右被相続人は平成二十二年三月十日死亡し、その相続人は平成二十二年八月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日
東京都大田区南馬込二丁目二六番四号
相続財産管理人　藤森　雅子

限定承認公告

本籍東京都板橋区中台一丁目七三〇番地、最後の住所東京都板橋区徳丸六丁目九番二四号
被相続人　亡　岡部　潤平

右被相続人は平成二十二年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年八月二日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日
東京都板橋区赤塚五丁目二三番三八号
限定承認者　田中　文子

限定承認公告

本籍大阪府高槻市萩之庄二丁目三番、最後の住所大阪府高槻市芝生町二丁目一〇番九号
被相続人　亡　信崎　祐二

右被相続人は平成二十二年五月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年八月二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日
京都府京都市右京区太秦北路町八番地の三　シャンポール松室四一二号
限定承認者　大江　愛

限定承認公告

本籍大阪府藤井寺市古室一丁目五〇〇番地、最後の住所大阪府藤井寺市古室一丁目九番二三号
被相続人　亡　孜田　繁

右被相続人は平成二十二年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年八月二日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日
大阪府藤井寺市古室一丁目九番二三号
相続財産管理人　孜田　秀子

限定承認公告

本籍福岡県久留米市国分町一三六九番地一、最後の住所福岡県久留米市山川神代一丁目四番七―二号
被相続人　亡　水戸部智弘

右被相続人は平成二十二年六月五日死亡し、その相続人は平成二十二年八月二日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月十一日
福岡県久留米市山川神代一丁目四番七―二号
限定承認者　水戸部　恵

公示送達

土地区画整理事業の仮換地指定通知に関する公告

次の者に平成二十二年七月十二日に仮換地指定通知を送付したが受領を拒まれたため、その内容を公告することにより書類の送付にかえたいので、土地区画整理法第百三十三条第一項及び同法第七十七条第五項により次のように公告する。

記

(一)　送付を受けるべき者
大友　克介
(二)　送付を受けるべき者の住所
仙台市太白区山田上ノ台町六番四十号
(三)　仮換地指定通知
公告により書類の送付にかえようとする内容
（仙山田区組発第百十五号　平成二十二年七月十二日　指定第一号）
仮換地指定通知の内容
従前の土地
仙台市太白区山田字岩崎一番二　雑種地、五番三　田、五番四　田　以上三筆　面積の合計八七四・六三㎡
仮換地の土地
四街区三画地面積八三四㎡
平成二十二年八月十一日
宮城県仙台市太白区山田字田中前四番地
仙台市山田田中前土地区画整理組合
理事長　渡邊　忠雄

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年五月三十一日開催の通常総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年八月十一日
東京都新宿区四谷四丁目二八番二〇―八〇四号
マルチメディア・コンテンツ・ソリューション協同組合　代表理事　五味　秀茂

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年九月八日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少する議案を提出いたします。

このことに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十二年八月十一日
東京都港区西新橋一丁目一番二一号
日本酒造協同組合連合会
代表理事　酒井　佑

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年八月十一日
東京都渋谷区恵比寿南三丁目七番四号
株式会社モリモト
代表取締役　馬上　望実

訂正公告

平成二十二年七月一日掲載の定款変更につき通知公告中、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する日「平成二十二年七月十六日」は「平成二十二年七月十五日」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年八月十一日
福島県郡山市大町二丁目二一番一七号作田ビル三階　福島軌道工業株式会社
代表取締役社長　廣田　進

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二〇	下	終りから九	仕向港を示す記号、仕向港での進路及び	仕向港の港内又は境界付近を航行する場合にあっては仕向港を示す記号及び仕向港での進路を示す記号とし、出発港又は通過港の港内又は境界付近を航行する場合にあっては
〃	〃	〃	青海	境
〃	〃	〃	五堺	扇島
一三〇	〃	〃	一〇晴海	以西
〃	〃	〃	七扇町	飛鳥
一三一	上	〃	二以南	第３区港
〃	下	終りから一四	飛鳥	第４区南港
〃	〃	〃	一二三	航行
一三二	上	〃	一九〔第２区の天保山	第４区安瀬
〃	〃	〃	二一〕山	第５区製鉄
〃	〃	〃	二二	係留施設
〃	〃	〃	二三	第６区安瀬
〃	〃	〃	二四	第１区東浜
〃	〃	〃	二六〕第３区の港	
〃	〃	終りから一七	第４区の南港	
〃	〃	〃	一四運航	
一三三	〃	〃	一六第４区の安瀬	
〃	〃	〃	一三第５区の製鉄	
〃	〃	〃	係船施設	
〃	〃	〃	一一第６区の安瀬	
〃	〃	〃	六第１区の東浜	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十一日付第一六八号九ページ
八月二十九日付（第一七四回）六ページ●同日付政府調達第一五〇号八〇ページ●六〇参会追録（その一）五六ページ●同（その二）一二〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二三円）　送料別（配）